

## 施術所開設者の皆様へ

施術所を開設された方には、関係法令により届出に関する手続きや、施術所の管理等に関する義務が定められております。開設者の方が遵守しなければならない事項を下記にまとめましたので、業務の参考にしてください。

### 1 届出が必要な事項

○下記の事項について変更が生じた場合は、変更後 10日以内に変更の届出が必要です。

- ・開設者の氏名及び住所（\*1）
- ・施術所の名称及び開設場所（\*2）
- ・業務に従事する施術者（\*3）
- ・業務の種類（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）（\*4）
- ・構造設備
- ・出張施術の開始、休止、廃止、再開（柔道整復師は除く）

（\*1）開設者の変更の場合（法人化を含む）は、新規開設の扱いとなります。

（\*2）移転の場合（敷地外への移転・住所が変更になる場合）は新規開設の扱いとなります。

（\*3）あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうの業務のみの方が、新たに柔道整復の業務を行う場合は、またはその逆の場合は新規開設の手続きが必要です。

○施術所の廃止、休止、開設者の死亡についても、10日以内に届出が必要です。

☆届出の際に必要な添付書類については、最寄りの保健所または保健所支所へお問合せください。

（裏面へつづく）

## 2 開設者の義務について

### ○広告制限

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、または柔道整復師法に記載された事項以外は広告できません。

### ○施術の制限

あん摩マッサージ指圧師や柔道整復師の方は、医師の同意を得ないで脱臼や骨折に施術を行うことは法律で禁止されています。ただし、柔道整復師の方が応急手当をする場合はこの限りではありません。

### ○外科手術等の禁止

施術者の方が外科手術や薬品投与、もしくはその指示をする等の行為は禁じられています。

### ○消毒義務

はり師の方がはりを施そうとするときは、はり、手指及び施術の局部を消毒しなければなりません。患者別の専用針、針管等を用いる場合は、施術後十分に洗浄の上、消毒の徹底を図るようにしてください。

### ○施術室について

施術室は専用でなければならないため、民間資格（整体、カイロプラクティック、民間療法等）しか有しない方が施術室で施術を行うことはできません。

### ■担当窓口

静岡県東部保健所 地域医療課

住所：沼津市高島本町1-3

TEL：055-920-2076